

「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～」の事業評価について【重点事業】

第1回(平成30年5月25日)

【資料2】

* 評価 : A達成出来た Bどちらかというと達成出来た Cどちらかというと達成できなかった D達成できなかった

事業名	事業内容	今後の方向性	担当課	H29 評価	平成29年度事業実績 (実施した事業や実績値等を具体的に記載してください。)	平成30年度事業予定	【アウトカム評価視点】 市民等からの意見
★ 1 子育て及び家庭教育情報の提供	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を、広報や情報誌、ホームページ等での提供に努めます。 ・「まなびの森」のホームページ公開 ・児童館・児童センター活動パンフレット ・ホームページの活用 ・子育て支援団体のパンフレットの活用 ・保育所案内 ・子育て広報紙「ひだまりぼかぼか」(隔月)発行	今後も子育て支援情報の提供を行い、分かりやすく使いやすい情報提供に努めます。	子ども家庭課	A	子育てガイドブックをカラー版(地図有)にリニューアルし、より分かりやすい子育て支援情報の提供を行った。また、転入者等に対して、おやおあんしん相談チラシの配布を積極的に行った。	引き続き、ホームページやママフレの更新を行い、必要な方に情報が伝わるように努めていく。	・母子手帳交付時など、確実に必要な人に情報が伝わるようにしてほしい。
		引き続き的確な情報提供に努めます。また、若い親が情報ツールとすることが多い、携帯電話のインターネット機能を駆使した情報発信などを視野に、さまざまなメディアを使って、よりの確かつ迅速に子育て情報を提供します。	公民館	A	各公民館の子育てサロンの情報を広報ながれやまや市HPに掲載した。また、イベント時に市ツイッターやフェイスブックで広報活動をした。隔月で子育て広報誌「ひだまりぼかぼか」の子育てボランティアひだまりによる発行及び公民館による配布を行った。発行部数750部(各号)	引き続き、広報紙やインターネット等で広く啓発・広報活動を行っていく。	
		子育て情報を含む生涯学習情報の情報提供を随時受け付け発信できるよう情報の拡充に努めます。	生涯学習課	A	生涯学習情報の情報提供を受けた場合は、早急にホームページに掲載した。チラシは、生涯学習課のラック及び生涯学習センターに配架した。ポスターは、市役所の掲示場所に掲示を行った。	生涯学習情報の情報提供を受けた場合は、早急にホームページに掲載する。チラシ及びポスターでの情報提供を積極的に行っていく。	・市民から直接の要望はないが、市民はチラシなどを持ち帰っている。
		今後も、市民にとって、分かりやすく使いやすい子育て情報の提供に努めます。	保育課	B	市内各保育所の情報・各種保育事業・保育所入所案内について、市HP及び紙媒体で情報提供を行った。	市民に提供する内容について精査・工夫し、さらにわかりやすい情報提供に努める。	
★ 2 子育て支援総合窓口事業	子どもや保護者が幼稚園や保育所、認定こども園等の施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように、情報の収集・提供を行い、必要に応じて相談・助言をするとともに、関係機関との連絡調整を行います。	平成27年度に新設することから、各関係機関との連携や情報収集を行い、市民のニーズに応じた子育て支援メニューを提供することに努めます。	子ども家庭課	A	各保育所等と連携して延長保育や一時保育等の情報を収集し、その情報を提供し易くまとめて相談業務に生かせるように努めた。 相談者:1,666人、相談内容:1,960件	引き続き、情報の収集・提供を行い、相談・助言するとともに関係機関との連携を図っていく。	
★ 8 保育所	保育需要は、おおたかの森地区及び南流山地区の開発の状況を踏まえ、増加を続けることから、待機児童解消のため、保育所の適正な配置に努めます。	おおたかの森地区や南流山地区の整備を進めるとともに、将来の保育需要が減少することも想定し、高齢者施設等他の施設への転換も念頭に置き、施設整備を進めます。	子ども家庭課	A	認可保育所7か所、認定こども園1か所、小規模保育事業所10か所の整備を行い、待機児童が大幅に減った。	引き続き、待機児童や転入者の状況を見ながら、認可保育所等の整備を検討していく。	
★ 9 送迎保育ステーション	送迎保育ステーションを利用し、市内の保育所まで送迎することにより、保育所利用者の利便性の向上を図ります。	本事業は待機児童対解消策の手法の1つであり、保育需要の状況を踏まえ、事業の継続を研究していきます。	保育課	A	新設した認可保育所についても、本事業が利用できるような体制を整え、市内各保育所へ児童の送迎を行った。	引き続き、新設した認可保育所についても、本事業が利用できるような体制を整え、市内各保育所へ安全に児童の送迎を行う。	
★ 10 地域子育て支援センター	子育てに関する相談、情報の提供、子育てグループの支援や各種サービスの提供など、子育て家庭を総合的に支援する地域子育て支援センターを充実します。	今後もサービスの充実を図ります。また、子育て支援センターの職員研修を継続し、職員の質の向上に努めます。	子ども家庭課	B	地域子育て拠点事業の基本的な考え方を再認識するため、また、他の支援センターとの意見交換等を行うために、地域子育て支援センターの職員を対象に1回研修を行い、24名の参加があった。	引き続き、地域子育て支援センターの職員研修を行うとともに、子育て支援総合窓口職員が地域子育て支援センターへの出張相談を行う。	
★ 12 幼保一元化	幼稚園と保育所の内容接近化が求められる中、幼保一元化施設の設置を進めていきます。	教育と保育の両方のニーズに対応できるよう、今後の子育て支援を向上させる施策として、認定こども園の整備を進めます。	子ども家庭課 保育課	A	おおたかの森ナーサリースクールが幼保連携型認定こども園となり、多様な保育ニーズに対応できる体制を整備した。 また、私立幼稚園協会への説明会を実施し、意見交換も含め、働きかけを行った。	引き続き、私立幼稚園に認定こども園の働きかけを行っていく。	
		幼児教育支援センターにおいて引き続き、今後も国の動向を見ながら、幼保小関連教育の研究を進めていきます。	指導課	B	幼保小関連研究会(年3回)、小学校見学会、幼稚園見学会、保育所(園)見学会、保育研究会を実施した。	前年度実績を生かし、幼保小関連及び幼保一元化の視点から保育研究会をさらに充実させていく。	
★ 15 学童クラブ施設	放課後の留守家庭の児童の健全な育成を図るため、学童クラブの充実を図ります。	学童需要が大幅に増加する中で、安全な保育が提供できる環境を整備していきます。	教育総務課	A	南流山小学校の既存校舎を改修し学童クラブを整備した。(定員70人→200人) 旧子育て支援センターゆうゆうを学童クラブへと転用し、定員枠を拡大した。(定員50人→100人)	概ね40人を支援の単位として、おおたかの森小学校区に10単位、西初石小学校区に3単位、八木北小学校区に3単位規模の整備を行う。	・学童の整備を充実してほしい。

★ 16	療育施設	障害のある児童の自立支援のため、児童発達支援センターの充実を図ります。	療育施設の充実のため、つばさ学園を平成27年4月から児童発達支援センターとして位置付けます。	児童発達支援センター	A	要保護児童対策地域協議会に参加し、関係ケースの情報を共有しながらケースの支援を実施した。	引き続き、関係ケースの情報を共有しながら、ケース支援を実施していく。	
★ 20	ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立のため、育児を必要とする市民が育児を提供できる市民から、子育て支援を受けられるファミリー・サポート・センター事業を推進します。	仕事と家庭の両立支援に関する援助を推進するため、今後も継続して、事業の推進に努めます。	子ども家庭課	A	提供会員を増やすために、1DAY研修等を行い、会員が1,500人を超えた。フォローアップ研修もを行い、提供会員が安心して利用会員にサービスを提供できるように努めた。	引き続き、研修等を行い会員を増やしていきます。フォローアップ研修等も含めて提供会員になった後の支援もしていく。	
★ 新 2	妊娠・出産・子育てサポート事業	妊娠や子育てに関する不安、孤立化等からの相談件数も増えている本市の現状を踏まえ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子健康手帳交付時やその後の電話や訪問時に、保健師などによる面接を強化します。心身に不安を抱える方には、妊娠期から出産・産後・子育て期までの支援計画を作成し、他機関と連携しながら妊産婦をケアサポートする「切れ目のない支援体制」を構築します。 また、出産後、心身の不調や育児不安のある母子に対し、母体及び乳児のケア・育児サポートなどを行う「産後ケア」を医療機関などに委託し実施します。	児童福祉分野の支援拠点と両輪の支援体制を構築します。	健康増進課	B	母子健康手帳発行時に、妊婦と面接が出来るように、公共機関にポスターを貼ったり、医療機関を通じて周知を行った。面接を行った妊婦に関しては、全員支援計画を作成し、不安の軽減に努めた。また、産後ケアを実施し、心身の不調やサポートのない産婦に対し、的確な支援を行った。	引き続き、妊娠期からの保健師等との面接率が上がるように努める。また、外国人妊婦に対しては、周知を徹底するために、周知方法の検討や面接時の通訳確保等を行う。産後ケア事業は引き続き、必要な人が利用できるように周知する。	・妊娠中に事前に出産後の情報が得られたので、準備ができてよかった。 ・産後ケア事業は、とても良い事業なので、いろいろな人が利用できるように、周知したらよいと思った。
★ 36	乳幼児健康診査	定期健康診査により、疾病や発達障害の早期発見と予防に努めます。また、子育て情報の提供により、子育て中の親の孤立化を防ぎます。 ・乳幼児一般健康診査(3～6か月児、9～11か月児) ・3か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査	今後も事業を継続し、疾病や発達障害の早期発見及び情報の提供を含めた子育て支援に努めます。また、各乳幼児健康診査の未受診者に対する訪問等により、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていきます。	健康増進課	B	平成29年度受診率 ・3か月児健康診査:95.0% ・1歳6か月児健康診査:97.7% ・3歳児健康診査:97.0% 流山市医師会小児科医会と母子保健事業検討会を行い、集団健康診査に関する見直しを行った。	平成30年度より集団健康診査について、実施方法の大幅な見直しを行い、対象者全員に小児科医師による診察を行うことによる健康診査の質の向上と、対象者の導線等に配慮し混雑緩和を図る。また引き続き、定期健康診査により、疾病や発達障害の早期発見及び情報の提供を含めた子育て支援に努め、各健康診査の未受診者に対して訪問等を行い、把握した情報について、各関係機関との共有と連携を図っていく。	・インターネットなどの情報を見て、子どもの発達について不安に思っていたが、実際に専門職に話を聞けて安心できた。 ・待ち時間が長く、子どもが寝てしまい確認できなかった。
★ 41	養育支援訪問事業・産褥期ヘルパーの情報提供	産後、育児負担を抱える家庭や家庭のサポートが得られない等、支援を要する家庭に適切なサービスの情報を提供します。	今後も事業を継続しますが、支援体制の見直しを関係機関と行い、事業の充実を図ります。	健康増進課	B	養育支援訪問事業実施数 実:15件、延28件 支援を要する家庭の早期発見に努め、必要な家庭へは訪問を実施した。支援体制の見直しについては、意見交換を実施したが、今後も継続していくことが必要である。	引き続き、支援を要する家庭へ訪問の実施または適切なサービスの情報提供を行う。また、支援体制の見直しについても引き続き関係機関と検討していく。	・産後すぐ(産褥期)に利用できるサービスや事業所が少ない。
			引き続きホームヘルプサービスを行う事業所の紹介を行います。	子ども家庭課	C	ホームヘルプサービスを行う事業所の紹介は行ったが、養育支援訪問事業の家事援助の実績は0件であった。	引き続き、ホームヘルプサービスを行う事業所の周知や紹介を行うほか、ホームヘルプサービスの事業所を増やすように努めていく。	
★ 52	相談・カウンセリング	児童・生徒・保護者がいろいろな問題について気軽に相談したり、カウンセリングが受けられるよう、相談事業の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。 ・スクールカウンセラーの配置 ・家庭児童相談 ・父子・母子家庭相談 ・不登校児童・生徒への学習支援(教育支援センターフレンドステーション) ・いじめホットライン	引き続き、関係機関と連携を図りながら相談者の不安や悩みの解消に努めます。	子ども家庭課	A	家庭児童相談や母子・父子家庭における相談の対応をし、相談者の不安や悩みの解消に努め、関係機関につなげた。	引き続き、母子・父子家庭の様々な相談対応をし、問題の解決に努めていく。	
			今後も継続して支援・相談体制の充実を図ります。	指導課	B	小中学生に関する教育相談951件、幼児に関する相談279件を実施した。	引き続き継続して、小中学生や幼児に関する相談・カウンセリング事業を推進する。	
			「青少年相談」の充実を図ります。	生涯学習課	A	児童・生徒・保護者のいろいろな問題について、気軽に相談できるようにするとともに、関係機関との連携を図った。	引き続き、「青少年相談」の充実を図っていく。	
★ 55	幼児教育に関する研究・研修	幼児教育の目的に応じた適切な指導及び幼児期から心の教育が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	質の高い幼児教育が望まれているため、幼児教育の目的に応じた適切な指導が行われるよう、その研究・研修活動の支援の一層の充実を図ります。	指導課	B	幼児教育支援センターと附属幼稚園が連携して保育研究会を開催し、市内の幼児教育に携わる方々の研修の場とした。	流山市全体の幼児教育の発展向上のため、幼児教育支援センターと附属幼稚園で連携して研究を進め、その発表の場として保育研究会を主催する。	

★ 67	家庭教育講座	親が子どもの発達段階に応じた家庭教育の方法を身につけられるよう、専門の講師による講座等を開催します。さらに、企画運営への市民の参加を推進します。 ・乳幼児期の家庭教育講座	学校、家庭、地域の三者が連携を密にして、子どもが安心して健やかに育つことができるよう、さまざまな角度から家庭教育を考えるための事業展開を推進します。	公民館	A	家庭教育講座を市内の各小中学校で実施。各学校PTAから選出された家庭教育準備委員と生涯学習専門員が講座を企画・運営し、平成29年度は25回実施した。(合同公演会含む) 0歳児を子育て中のママのための講座「子育てママのセミナー」を市内6か所で計18回実施した。	引き続き、小中学校の保護者や生徒に家庭教育講座を実施する。 乳幼児期の家庭教育として赤ちゃんの食事や育児アドバイスをやっていく。
★ 83	公園の整備・充実	子どもが遊びを通して、健やかに成長できるよう、防犯面にも配慮した公園等の遊び場の整備・充実を図ります。	市民が安全で快適に施設を利用できるように公園・緑地、街路樹、市民の森等の草刈り、清掃、樹木の剪定及び遊具の安全点検等を実施すると共に施設の更新を行い公園施設の整備・充実を図ります。	みどりの課	A	木2号公園、西平井4号公園の整備を行い、両方の公園に幼児から遊べる複合遊具を設置した。既設公園遊具についても点検を行い、老朽化に合わせて随時更新や見直しを行い充実を図った。	各区画整理区域に、木3号公園、西平井7号公園を整備予定である。前年度に引き続き幼児から遊べる遊具を設置する。既成市街地の公園についても、老朽化した遊具を更新するとともに、規模の小さな公園でも複合遊具を設置していく予定である。また、総合運動公園内に、既設アスレチック遊具に加えて、大型複合遊具を設置する予定である。
★ 86	防犯対策の充実	犯罪等の防犯対策及び防犯の広報啓発に努めます。	今後も警察や関係機関と連携し、犯罪抑止に努めるとともに、安心メールを活用して犯罪情報の発信を行い、被害の未然防止に努めます。	コミュニティ課	A	警察や流山市民安全パトロール隊等の団体と連携し、防犯街頭啓発活動を実施した。また、地域の自主防犯パトロール隊及び防犯指導員を対象とした、防犯講話を開催し、防犯情報の共有を図り、地域防犯力の推進に努めた。更に安心メールを活用して、犯罪発生情報の発信、警察からの要請による緊急メール発信を行い、被害の未然防止に努めた。	警察や各防犯団体等関係機関と連携し、防犯街頭啓発活動の実施、防犯講話の開催、安心メールの発信を行い、被害の未然防止に努める。
★ 93	関係機関、団体との情報交換	子どもたちが事故や犯罪に遭わないまちづくりを推進するため、防犯灯の設置、「防犯協力の家」制度の充実を図るなど、警察、学校、自治会等関係機関・団体と連携し、地域ぐるみによる地域安全活動の充実を図ります。 ・通学路防犯灯の設置	今後も市内防犯パトロール活動を推進し、児童生徒の登下校中の安全確保に努めます。	コミュニティ課	A	地域の自主防犯パトロール隊及び流山市民安全パトロール隊の活動を支援し、児童生徒の登下校中の安全確保に努めた。 地域の自治会からの要望及び通学路合同点検結果に基づき、防犯灯の新規設置等を行い、地域防犯力の向上を図った。	地域の自主防犯パトロール隊及び流山市民安全パトロール隊の活動を支援し、児童生徒の安全確保に努めていく。 自治会からの防犯灯設置等要望及び通学路合同点検結果に基づき、防犯灯の新規設置等を行い、地域の防犯力向上を図っていく。
			子どもの安心安全の確保を図るため、引き続き警察等の関係機関との連携を強めていきます。	保育課	A	不審者等の情報について、各関係機関と連携を図り、速やかに対応し児童の安全の確保に努めた。	引き続き不審者等の情報について、各関係機関と連携を図り、速やかに対応し児童の安全の確保に努める。
★ 106	延長保育	就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化に対応できるよう、保育時間の延長及び延長保育実施園の拡大を図ります。	新設の保育園についても延長保育の実施を推進します。	保育課	A	新設の保育所17か所について、延長保育の実施を推進し、事業を実施させることができた。	引き続き新設の保育所を中心に、延長保育の実施を推進し、適正な事業を実施させる。
★ 110	病児・病後児保育	病期中及び病気回復期の乳幼児を一時的に預かる事業を推進します。	利用実績等をみながら、病児保育事業の実施数や実施箇所について検討します。	保育課	A	新たに、病児保育事業を1箇所、病後児保育を1箇所で開催することができた。	さらに事業を充実させるため、病後児保育事業1箇所を病児保育事業に移行することとし、市内全体で病児保育を2箇所、病後児保育を1箇所で開催していく。
★ 112	障害児保育	保育所を利用する園児がお互いの理解を深め協力しながらともに育っていけるよう、統合保育や児童発達支援センターにおける保育所等訪問支援事業の推進に努めます。	待機児童解消後、統合保育の拡大について、実施箇所を含めて検討していきます。	保育課	B	中野久木保育所で、3名を統合保育で保育した。	引き続き、中野久木保育所で統合保育を実施するとともに、ニーズを見極め他の園へ事業の拡大を検討していく。
			今後も園児に対する支援を継続します。	児童発達支援センター	A	2名の児童に対し20回の保育所等訪問支援を行った。	1名の継続支援に加え、必要に応じて新規支援を実施していく。また、保育所や幼稚園に事業の理解を得る働きかけを行う。

★ 113	学童クラブの活用	放課後に家庭で保育ができない児童の受け入れ及びインクルージョンの観点から、障害児の受け入れを支援します。 ・指導者養成研修	児童の受け入れ体制を拡充するとともに、指導員の研修会への参加支援を継続します。	教育総務課	A	小学校3年生までの児童及び障害児を優先して受け入れた。 放課後児童支援員資格認定研修への参加を支援したほか、市内学童クラブの支援員・補助員を対象に研修を実施した。	新たな施設(おたかの森小学校区、西初石小学校区、八木北小学校区)の整備や学校教室を活用することで、受け入れ体制の拡充を図る。 放課後児童支援員資格認定研修への参加支援及び市内学童クラブの支援員・補助員研修の実施する。	
★ 117	虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員及びケースワーカーによる児童虐待に関する相談や指導を行い、緊急避難体制づくりや啓発事業を推進します。 ・各種相談	引き続き相談員のスキルアップを図り、相談事業を継続します。	子ども家庭課	A	児童虐待防止研修(千葉県主催)等、各種研修会に参加し、相談員のスキルアップを図った。	引き続き相談員のスキルアップを図り、相談事業を継続していく。	
			今後も継続して相談体制の充実に努めます。	指導課	B	来所相談60件、電話相談80件、訪問相談38件、巡回相談101件(合計279件)の実績があった。	スクールカウンセラーを週2日配置し、所員とともに相談に対応する。また、所員が実務者会議等で関係部署と連携していく。	
			「青少年相談」の中で対応します。	生涯学習課	A	児童・生徒からの相談について、相談内容を判断し、関係機関との連携を図った。	引き続き、「青少年相談」の中で対応していく。	
★ 118	児童虐待防止のための連携強化	児童虐待に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心として、民生児童委員、主任児童委員などの地域住民や医療機関、また児童相談所、警察等の行政機関との連携の強化を図ります。	引き続き現状を維持し、事業継続します。	子ども家庭課	A	学校や医療機関等と連携し、児童虐待防止の対応をした。 妊娠期から関わる健康増進課との連絡シートを作成し、情報が文章で客観的に伝わるように努めた。	引き続き関係機関との連携を図るとともに、相談員やケースワーカーの質の向上に努めていく。	
			今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。	指導課	B	実務者会議の出席、学校、警察との連携を行った。	引き続き関係部署との連携を強化していく。	
			関係機関との連携強化、啓発活動の推進などに今後も努めます。	障害者支援課	A	要保護児童対策地域協議会に参加し、他機関との連携強化を行い、児童虐待の防止に努めた。	要保護児童対策地域協議会に参加し、他機関との連携強化を行い、児童虐待の防止に努める。	
			今後も関係機関との情報共有を図り、より効果的な対応ができるよう努めます。	児童発達支援センター	A	要保護児童対策地域協議会に参加し、関係ケースの情報を共有しながらケースの支援を実施した。	引き続き、関係ケースの情報を共有しながら、ケース支援を実施していく。	
			今後も事業を継続し、さらなる関係機関との連携及び支援体制の強化を図ります。	健康増進課	B	要保護児童対策地域協議会にも出席し、連携の強化に努めた。また、児童の虐待予防に努めるよう、児童に係る機関と必要時常に連絡を取り合い連携に努めた。	引き続き要保護児童対策地域協議会に出席し、連携の強化に努める。	・他部署との連絡調整が、うまくいっていない。
			今後も公立保育所所長会議や民間保育所協議会を活用して、情報を共有し、各関係機関における連携強化に努めます。	保育課	A	定例で開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議にて各関係機関と情報交換、連携を図った。さらに、児童虐待により、緊急で保育が必要な児童について、関係機関とケース検討会議を行い、情報の共有及び適切な保育の提供に努めた。	引き続き、定例で開催される要保護児童対策地域協議会実務者会議にて各関係機関と情報交換、連携を図る。さらに、児童虐待により、緊急で保育が必要な児童について、関係機関とケース検討会議を行い、情報の共有及び適切な保育の提供に努める。	
★ 119	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭の悩みを解決するため、母子・父子自立支援員等による相談を実施します。	引き続き事業を実施し、ひとり親家庭における様々な悩みの解消に努めます。	子ども家庭課	A	ひとり親家庭における相談の対応を行い、関係機関等に繋げることができた。また、ハローワークと連携して、出張相談を活用しながら、就労支援を行った。	引き続き、ひとり親家庭の様々な相談対応をし、問題の解決に努めていく。	
★ 123	療育指導・機能訓練	障害のある児童の自立のため、障害児通所支援事業により、障害児相談支援、保育所等訪問支援及び放課後等デイサービスなどの事業を実施します。また、児童発達支援事業では、療育指導・機能訓練を行い、子どもの発達を支援します。	障害児に対して必要となるサービスの見込量を確保し、自立の促進を図っていきます。(障害者支援課	A	障害のある児童の自立のため、下記事業を実施した。 児童発達支援事業 延べ1,723名 障害児相談支援事業 延べ 587名 保育所等訪問支援事業 延べ 41名 放課後等デイサービス 延べ2,125名	下記事業を実施するため、適正な給付決定を行い、障害児の自立の促進を図る。 児童発達支援 障害児相談支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス	
			児童発達支援センターでの集団指導・親指導、肢体不自由児に対する理学療法訓練など、引き続き、今後も事業を継続します。	児童発達支援センター	A	千葉県障害児等療育支援事業を受託し、つばさ学園の外来療育として、集団支援・個別支援(ことばの支援を含む)を保護者支援も含めて述べ利用人数1455人実施し、肢体不自由児のPT訓練は述べ利用人数482人実施した。	引き続き療育、機能訓練を充実させていく。	